R6単価契約高崎河川国道所不動産鑑定評価業務(その1·その2)

					〇企画提案書の提出者を特定するための審査			
	評価の着目点			評価の	評 価			
評価項目	判断基準(例)			ウェイト	有限会社石田不動産鑑定士事務所 配点	有限会社長壁不動産鑑定士事務所配点	A社 配点	
	<u>│</u>		① 当該年度を含み過去3か年以上継続	6	<u>自己</u> 6	6	6	
	地の評価等に関する実績	(1) 評価対象地域内における地価公示	② 当該年度を含み過去3か年未満継続	4	•	,		
	「対象期間は、地価公示標準地は、令	標準地又は地価調査基準地の担当 経験	③ 過去3か年以内に担当経験がある	2				
	和4年から令和6年(当該年度)とし、地価調査基準地は、令和3年から令和5年(当該年度)とする。」	中生 90人	※ 担当経験がない場合は加点しない	0				
			① 当該年度を含み過去3か年以上継続	4				
		(2) 評価対象地域内における地価公示標準地又は地価調査基準地の分科	② 過去3か年以内に幹事経験がある	2	2			
		今 の於市奴段	※ 分科会の幹事経験がない場合は加点しない	0		0	0	
	1 小計			10	8	6	6	
	2 鑑定評価実績「対象期間は、令和2年度以降公示日までとする。」	(1) 評価対象地域内における公共用地 取得に係る以下の地域ごとの鑑定評 価の実績件数						
			① 1. 実績件数が10件以上	3	3	3		
		 1) 住宅地域の鑑定評価の実	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2				
		積件数	③ 3. 実績件数が5件未満	1				
			※ 実績がない場合は加点しない	0			0	
			① 1. 実績件数が10件以上	3	3			
		2) 商業地域及び工業地域の	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2		2		
		鑑定評価の実績件数	③ 3. 実績件数が5件未満	1				
			※ 実績がない場合は加点しない	0			0	
不 動			① 1. 実績件数が10件以上	3	3	3		
産鑑		3) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地域の鑑定評価の実績件数	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2				
鑑定			③ 3. 実績件数が5件未満	1			1	
定士の			※ 実績がない場合は加点しない	0				
経 験 及 び		(2) 評価対象地域内における以下の地域ごとの一般鑑定評価の実績件数						
能力			① 1. 実績件数が10件以上	3	3			
/3		1) 住宅地域の鑑定評価の実	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2		2	2	
		積件数	③ 3. 実績件数が5件未満	1				
	係る		※ 実績がない場合は加点しない	0				
			① 1. 実績件数が10件以上	3				
		- / III / II	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2	2	2	2	
		鑑定評価の実績件数	③ 3. 実績件数が5件未満	1				
			※ 実績がない場合は加点しない	0				
			① 1. 実績件数が10件以上	3				
		3) 宅地見込地地域、農地地域、林地地域及びその他地	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2	2	2		
		域の鑑定評価の実績件数	③ 3. 実績件数が5件未満	1				
			※ 実績がない場合は加点しない	0			0	
		(3) 公共用地取得業務特有の特殊な案件に 係る土地評価実績(堤外民地・池沼・線下 地・保安林・崖地・ゴルフ場などの取引事例	① 実績がある	4	4	4	4	
		地・保女林・崖地・コルフ場などの取引事例 が稀少な評価、区分地上権・地役権などの特 殊な権利に対する評価)	② 実績がない場合は加点しない	0				
		(4) 部体が多いはなど	① 1. 実績件数が10件以上	3	3	3	3	
		幼生、 ムルー 幼生、 口心、 山心 岡	② 2. 実績件数が5件以上10件未満	2				
			③ 3. 実績件数が5件未満	1				
		~ → → → → → → → → → → → → → → → → → → →	※ 実績がない場合は加点しない	0				
	2 小計			25	23	21	12	

F						〇企画提案書の提出者を特定するための審査			
評価項目 -	評価の着目点 			評価の ウエイト	評 価 有限会社石田不動産鑑定士事務所 有限会社長壁不動産鑑定士事務所 A社				
	判断基準(例)					配点	配点	配点	
洚	3 業務実施方針 固定項目 (35点)			詳細かつ的確な把握・分析等がなされている場合に評価					
実施方針				評価対象地域における地価動向、 動産市況等の地域動向について	T記2の判断基準に加え、需要及び供給要因の動向、または取引事例、店頭価格の分析に基づく市場の特徴についての記載がある。	10		6	5
					下記3の判断基準に加え、より詳細な用途別(住宅地、商業地、工業地、宅地見込地等)、地域別等の市況及び地価動向についての記載がある。また、各用途の市場参加者の行動原理についての記載もある。	6	6		
					3 全般的な地価動向及び不動産市況についての記載がある。	3			
					業務実施方針について記載がない、または記載内容が3の判断基準 に合致しない場合は評価しない。	0			
			(2) 適正な鑑定評価額を求めるために 用いる鑑定手法等について		詳細かつ的確な手法等が提案されている場合に評価				
				1)取引事例の収集方法、収 集件数、選択方法、補修正 の考え方等について	①下記2①の判断基準に加え、店頭価格との開差、市場滞留期間の 1程度、流通経路などの分析、検討を行うことについて記載がある。 ②なおかつ、取引事例件数の記載がある(30件以上)。	5	4.3	3	2.3
						3			
					①同一需給圏内の同種、同類型の取引事例を直前2~3年に亘って 収集し、不動産鑑定評価基準の適格3要件に該当する事例を選択、 採用することについての記載がある。 ②なおかつ、取引事例件数の記載がある(1件以上)。	1			
					業務実施方針について記載がない、または記載内容が3の判断基準 に合致しない場合は評価しない。	0			
					詳細かつ的確な手法等が提案されている場合に評価				
				下記2の判断基準に加え、標準的な評価手法(原価法・取引事例比 1 較法・収益還元法)以外の評価手法の検討及び鑑定評価結果の検証 方法についての記載がある。	5				
				2)鑑定評価手法の選定方 針、鑑定評価結果の検証等に ついて	全ての標準的な評価手法(原価法·取引事例比較法·収益還元法)及 び鑑定評価結果の検証方法についての記載がある。	3	5	4.3	1.6
				3 いずれか一つの標準的な評価手法(原価法・取引事例比較法・収益還元法)、または鑑定評価結果の検証方法についての記載がある。	1				
					業務実施方針について記載がない、または記載内容が3の判断基準 に合致しない場合は評価しない。	0			
					詳細かつ的確な手法等が提案されている場合に評価				
				3) 一般的に鑑定実績が希薄 な評価対象地域等を鑑定す る場合の対応方法について	下記2の判断基準に加え、事例が希薄で収集困難な要因(需要が希薄で取引が成立しない。大地主の支配地で更地の供給がないなど)についての分析を行い、収集された事例等を活用することについての記載がある。	5		3	1
			な評価対象地域等を鑑り		2 ど)、または類型(借地に替えて底地など)の収集を行い、検討すること	3	5		
					3 同一需要圏を広く、また、収集年月を5年程度遡り、事例を確保することについての記載がある。	1			
					業務実施方針について記載がない、または記載内容が3の判断基準に合致しない場合は評価しない。				

					〇企画提案書の提出者を特定するための審査 評 価				
評価項目	評価の着目点				行				
	判断基準(例)				配点	配点	配点		
		(3) 鑑定評価業務の迅速かつ確実な実施について	実 処理期間が短く、かつ具体的な処理手続きが記載されている場合に評価						
		33.2.2.0	1 発注者の期待する処理期間と比べ著しく短い	5		5	5		
		1) 一鑑定あたりに要する標準的な処理期間	2 発注者の期待する処理期間と比べ短い	3	5				
			3 発注者の期待する処理期間と同程度	1					
			** 業務実施方針について記載がない、または発注者の期待する処理期間(※)より長い場合は評価しない。	0					
			依頼業務の円滑な実施を確保する処理方針が提案されている場合に評 価						
			1 自己の処理能力を上回る案件の受注が見込まれる場合は他の依頼 を実施しないことについて記載がある。	5					
		2) 複数の鑑定依頼が重なったときの処理方針	2 所属する複数の鑑定士と役割分担ないし共同で行うことについて記載がある。	3	5	5	5		
			3 誠実に努力して責任を果たすことについての記載がある。	1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		5		
			※ 業務実施方針について記載がない、または記載内容が1~3の判断 基準に合致しない場合は評価しない。	0					
	選択項目 (30点)	(4) 依頼者等が十分に理解できる鑑定 評価報告書の作成方針について	端定評価額の決定理由等について、詳細かつ的確な記載方針が提案されている場合に評価						
			下記2の判断基準に加え、公示地等と開差があった場合や独自に個 1 別格差を設けた場合など具体的に可能性をあげ、その理由の分析に ついて記載がある。	10		7.3	6		
			2 下記3の判断基準に加え、鑑定士が独自に判断をしたような点及びその理由等を明記することについての記載がある。	6	10				
			3 不動産鑑定評価基準に則り鑑定評価報告書を作成することについて の記載がある。	3					
			※ 業務実施方針について記載がない、または記載内容が3の判断基準 に合致しない場合は評価しない。	0					
		(5) 鑑定評価能力向上のための取り組 みについて	不動産の鑑定評価に関する法律第49条に規定する社団等が実施する研修について、令和2年度以降公示日までの受講単位が高い場合に評価						
			令和2年度以降公示日までに 30単位以上を取得	10		10	10		
			2 令和2年度以降公示日までに 15単位以上~30単位未満を取得	6					
			3 令和2年度以降公示日までに 15単位未満を取得	3	10				
			※ 業務実施方針について記載がない、または受講単位がない場合は評価しない。	0					
			同一需給圏の決定手法について的確に記載されている場合に評価						
			同一需給圏の範囲及びその決定手法に加え、決定理由等について 発注者の想定を超える記載がある。	10		6			
			2 同一需給圏の範囲及びその決定手法に加え、決定理由等について 発注者が想定する記載がある。	6	6		6		
			3 同一需給圏の範囲及びその決定手法について記載がある。	3					
			※ 業務実施方針について記載がない、または記載内容が3の判断基準に合致しない場合は評価しない。	0					
	3 小計	-		65	56.3	49.6	41.9		

			〇企画提案書の提出者を特定するための審査				
	評価の着目点	評価の ウエイト	評価				
評価項目			有限会社石田不動産鑑定士事務所	有限会社長壁不動産鑑定士事務所	A社		
	判断基準(例)		配点	配点	配点		
l	4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 (1) 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定企業) (「1段階目」「2段階目」及び「3段階目」の評価は、「労働時間等の働き方に係る基準」を満たすことが必要となる。また、「行動計画」の評価は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ))	(5)	0	0	0		
取組指針	(2) 次世代法に基づく認定(るみん・トライく るみん・ブラチナくるみん・アライナくるみん・アライナくるみん・アライナくるみん・アライナくるみん・アの基準 」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改する省令(平成29年厚生労働省令第13日号。以下「平成29年取に省令が関リ第2条第3項の規程に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(H29.41~ R4.3.31までの基準)」は、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(令和34年度生労働省令第18号号、以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則等4条又は令和34年改正省令第2条第2項の規定に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(R4.4.1以降の基準)」は、令和3年改正省令による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加点し、「くるみん(R4.4.1以降の基準)]は、令和3年改正省令による近正後の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定を受けている場合に加点する。)	(5)	0	0	0		
	(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユース エール認定企業) 認定あり:4	(4)	0	0	0		
	※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。(例えば、「プラチナえるぼし」の認定を受け、かつ、「プラチナくるみん」の認定を受けている企業の場合は、配点が高い「5点」を加点する。)						
	4 小計	5	0	0	0		
	合計	105	87.3	76.6	59.9		
	順位		1	2	3		
	·····································	1 1	0	0			

企画競争方式における特定結果書

1. 業務名 R6単価契約高崎河川国道不動産鑑定評価業務(その1・その2)

2. 所属(事務所)名 高崎河川国道事務所

3. 企画競争方式

4. 企画提案書の提出要請日 令和6年2月19日

5. 公示日 令和6年2月9日

6. 特定通知日 令和6年3月22日

企画提案書提出者	特定の有無	特定されなかった理由
(有)石田不動産鑑定士事務所	0	
(有)長壁不動産鑑定士事務所	0	
菅谷不動産鑑定事務所	×	企画提案を特定するための評価基準に基づき評価した結果、総合的に他者が優位であると判断したため。 具体的には、評価の着目点のうち、「鑑定評価実績」における「評価対象地域内における公共用地取得に係る地域ごとの鑑定評価の実績件数」、「評価対象地域内における地域ごとの一般鑑定評価の実績件数」、「業務実施方針」における「評価対象地域における地価動向、不動産市況等の地域動向について」、「適正な鑑定評価額を求めるために用いる鑑定手法等について」、「依頼者等が十分に理解できる鑑定評価報告書の作成方針について」、において他者が優位であると判断したため。